

序章 都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

(1) 都市計画マスタープランとは

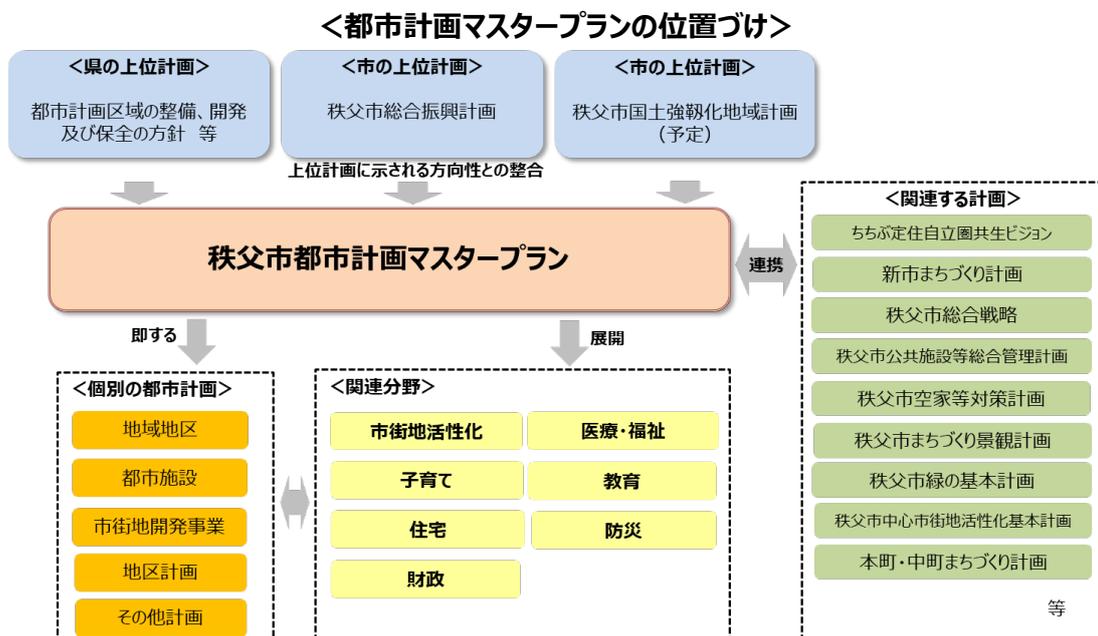
- 都市には、私たちが住み、働き、学び、遊び、暮らしの場として、快適、安全で安心できる環境が備えられていることが必要です。こうした都市であるためには、合理的な土地利用や機能的な道路、下水道などの都市施設を「都市計画」として計画的に整備・維持管理していくことが求められます。
- 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられる法定計画で、中・長期的な視点から、地域の特性に応じた土地利用、道路や下水道など都市施設の整備の方向性のほか、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境などに関する将来ビジョンを定め、その実現に向けた方策を示す「都市計画に関する総合的な計画」です。

(2) 都市計画マスタープランの役割

- 都市計画マスタープランは、将来の都市の姿を明示し、市民、事業者、行政など様々な主体と共有することで、将来のまちづくりを計画的に進めるための道しるべとなるものです。
- 都市計画マスタープランは、道路の整備や土地利用・建物の適切な立地を誘導するという都市計画に関することのほか、産業や福祉、環境など、市民の皆さんの暮らしや活動を支える様々な分野も視野に、効率的かつ効果的なまちづくりを進めるための計画です。

(3) 都市計画マスタープランの位置づけ

- 秩父市都市計画マスタープランは、「秩父市総合振興計画」「秩父市国土強靱化地域計画（予定）」と埼玉県が定める「秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、市の関連計画とも連携しながら、土地利用の誘導や道路など各種整備事業の根拠として、また、医療・福祉や子育て支援など関連分野の取り組みを都市計画の立場から支える計画として位置づけられます。



2. 都市計画マスタープランの目的

(1) 秩父市を取り巻く社会環境の変化

2001(平成13)年に「秩父市都市計画マスタープラン」を策定してからおよそ20年が経過する中、本市を取り巻く社会環境は、次のように大きく変化しています。

■人口減少社会の到来、少子高齢化の進展

これまで右肩上がり増加してきた我が国の人口は、少子化・高齢化の進展などにより、既に減少に転じており、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えています。

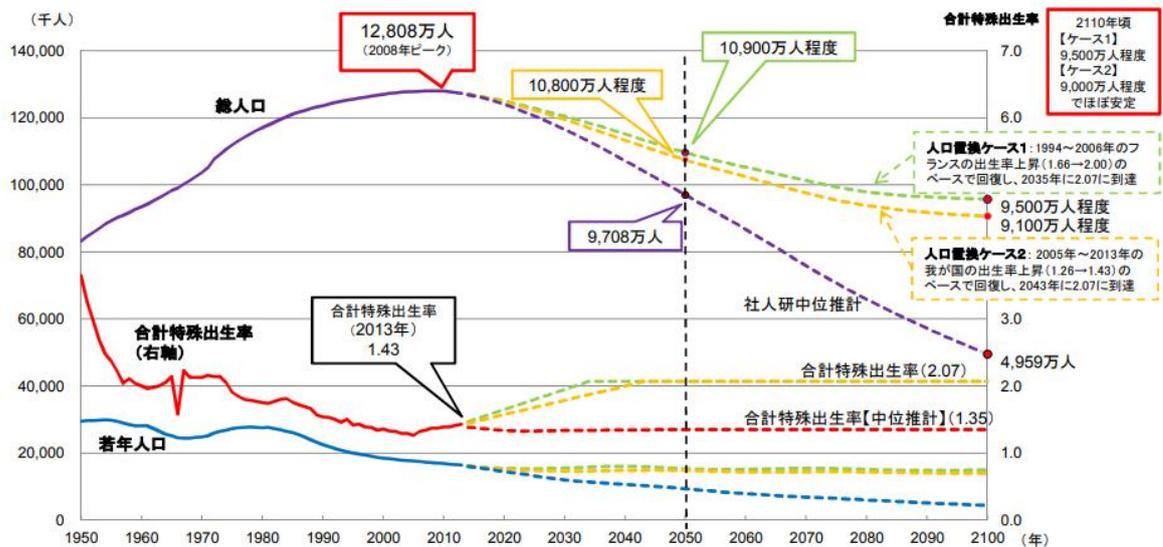
このため、国ではこれまでの人口増加を前提とした拡大志向のまちづくりから、人口減少・少子高齢化を見据えたまちづくりへと、基本的な視点を大きく転換させています。

<国の将来人口予測>

本格的な人口減少社会の到来



- 総人口は、2050年では1億人、2100年には5千万人を割り込むまでに減少。
- 今後20年程度で出生率が我が国の人口置換水準(2.07)まで回復した場合には、人口減少のペースは緩やかになり、総人口は2110年頃から9千5百万人程度で安定的に推移。



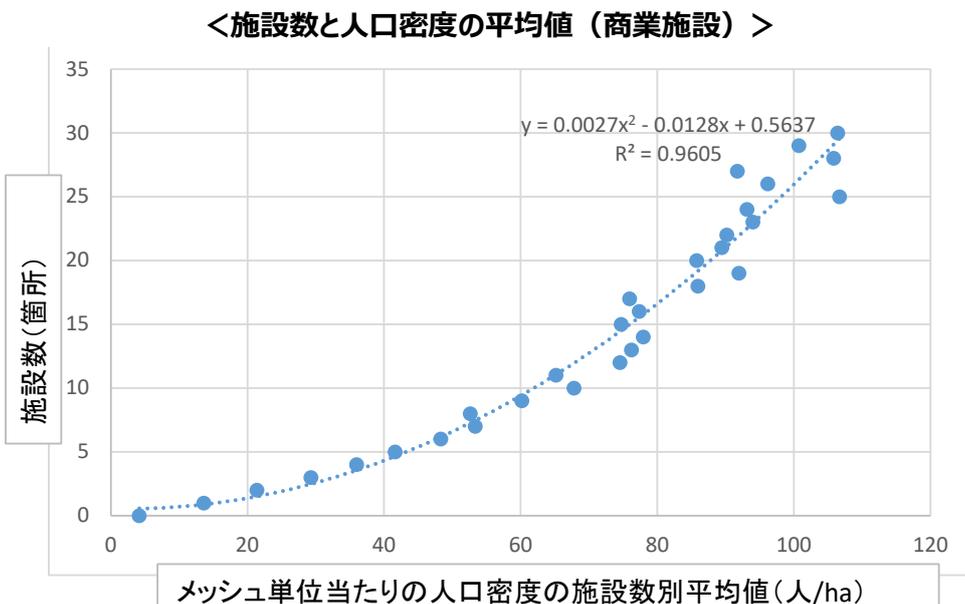
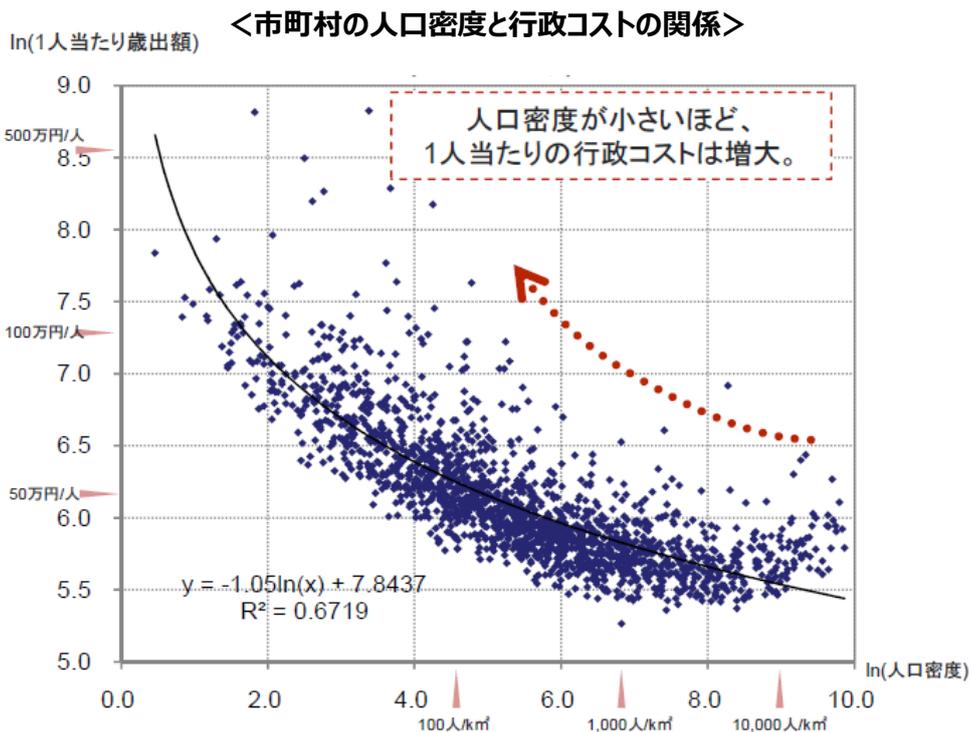
出典：国土形成計画参考データ集

■インフラの老朽化と維持・管理費の増大

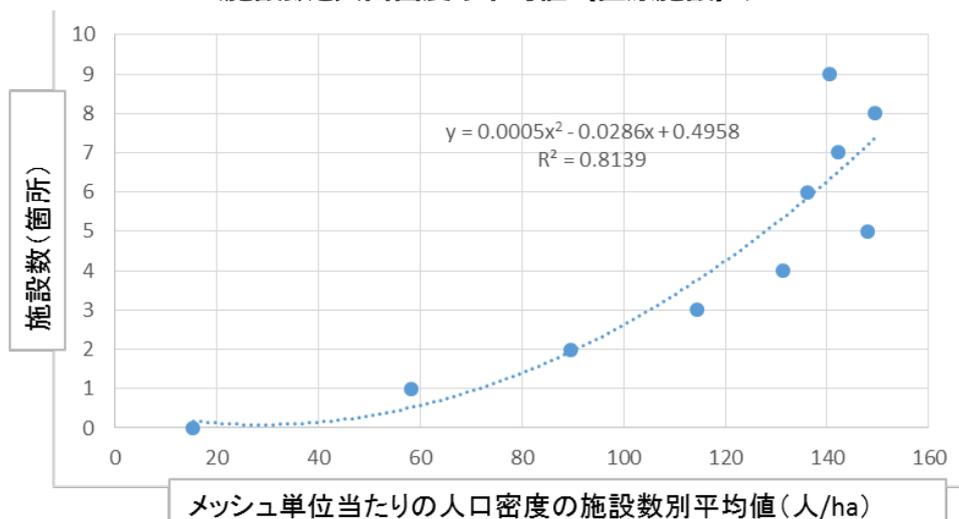
将来的な財政状況は、人口減少や少子高齢化の進展などを背景に、自主財源が減少傾向で推移していくことが危惧されています。また、既存の公共施設やインフラ施設は老朽化が進行し、更新費用の増大に伴う財政負担が懸念されるなど、財源確保とインフラの維持・管理費にギャップが生じる恐れがあります。このことから、既存ストックの有効活用や、市街地の拡大に伴う非効率なインフラ整備の抑制などへの取り組みが強く求められています。

■集約型都市構造と立地適正化計画に関わる国の動向

今後、急速な人口減少が見込まれる中、拡散した市街地のまま人口が減少すると、居住の低密度化が進み、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況も危惧されます。また、将来的な財政状況が厳しさを増すことが予想される中、人口一人あたりの行政コストは増加し、効率的・効果的なまちづくりに支障が生じる恐れがあります。こうしたまちづくりへの今日的なニーズに対応するため、国においては2014（平成26）年に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を改正し、集約型都市構造と都市機能や居住機能を効率的・効果的に誘導するまちづくりの方向を「立地適正化計画」として示すこととしています。



<施設数と人口密度の平均値（医療施設）>



出典：都市構造の評価に関するハンドブック

■災害に強いまちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災は、過去に例を見ない未曾有の巨大災害であり、広範囲に人的被害・物的被害をもたらしました。その後も地震や台風、想定を大幅に超える豪雨による水害などの大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、安全なまちづくりに対する意識が高まっています。

こうした災害の教訓から、被害を出さないようにする「災害予防」という従来の考え方に加え、被害を最小限に減らす「減災」、早期に災害前の暮らしを取り戻すための「復旧」、より災害に強いまちを形成する「復興」が唱えられており、これらを踏まえた災害に強いまちづくりに取り組むことが求められています。

■環境問題への対応

私たちの暮らし・活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少などの地球環境問題が顕在化し、また東日本大震災を契機にエネルギーに関する意識も変化しています。

こうした中、緑や水辺の保全のほか、都市の低炭素化による地球環境問題の緩和・解消や生物多様性の保全、次世代エネルギーへの転換など、持続可能で活力ある国土の形成に広く寄与するまちづくりに積極的に取り組んでいくことが求められています。

■スマートシティの実現に向けて

近年、IoT (Internet of Things)、人工知能 (AI)、クラウド、自動走行車、ビッグデータといった社会の在り方に影響を与える新たな技術の開発が進んできています。

我が国でも、これら先端技術を産業や社会生活の様々な場面で活用する取り組みが進められており、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society 5.0」(超スマート社会)が、第5期科学技術基本計画(2016~2020年度)において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されているなど、今後、イノベーションの進展による経済社会構造の大きな変革は世界的な潮流として進んでいくと考えられています。

■感染症などによる新たな脅威への対応

2020(令和2)年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が顕著となり、同年4月7日には東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県に移動制限や外出自粛を強く要請する緊急事態宣言が発令されました。現時点では今後の動向が予測しにくい状況にありますが、政府は基本的対処方針を改定し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を前提に、外出自粛や施設の使用制限等を緩和しつつ、社会経済の活動レベルを段階的に引き上げていくこととしています。

こうした状況から、「新しい生活様式」に対応したまちづくりを進める一方、新しい働き方や生産機能の国内回帰などが予測される大きな変化を、地方都市の持続的発展につなげていくための、積極的な取り組みも求められます。

(2) 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

1992(平成4)年の都市計画法改正により市町村都市計画マスタープラン制度が創設され、1999(平成11)年の同法改正により都市計画に関する事務が自治事務になると、各自治体が次々と自ら策定した都市計画マスタープランに基づく都市づくりを行うようになりました。

秩父市(以下、本市)においても、2001(平成13)年に「秩父市都市計画マスタープラン」を策定し、一部都市計画区域外も含んだまちづくりを進めてきましたが、2005(平成17)年に旧秩父市、吉田町、大滝村及び荒川村の1市1町2村で合併すると、都市計画区域外が大きく拡大し、秩父市のまちづくりは大きな転換点を迎えました。

新秩父市においては、「第1次秩父市総合振興計画」や「新市まちづくり計画」を策定し、地域の特性を生かしつつ「合併新市」として一体的なまちづくりを目的とする施策が中心に行われ、合併して約15年が経過した今日では、新市としての一体感はさらに進んでいます。

しかし、人口減少・少子高齢化など、従来から秩父市において課題とされてきた問題が全国レベルで顕在化するようになってきており、1960(昭和35)年にピークを迎えて以降減少傾向で推移してきた人口は、近年死亡数が出生数を大きく上回るようになり、減少スピードがさらに加速し、山間部においては今後無居住化するおそれのある集落が出現するなど地域のコミュニティを維持していくことも危ぶまれる状況にあります。

また、「第2次秩父市総合振興計画」や、「秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(埼玉県決定)などの関連計画が策定・改訂されているほか、従来秩父市を支えてきた鉱業に代わって観光業が大きく伸びているなど、産業構造も大きく変化しています。

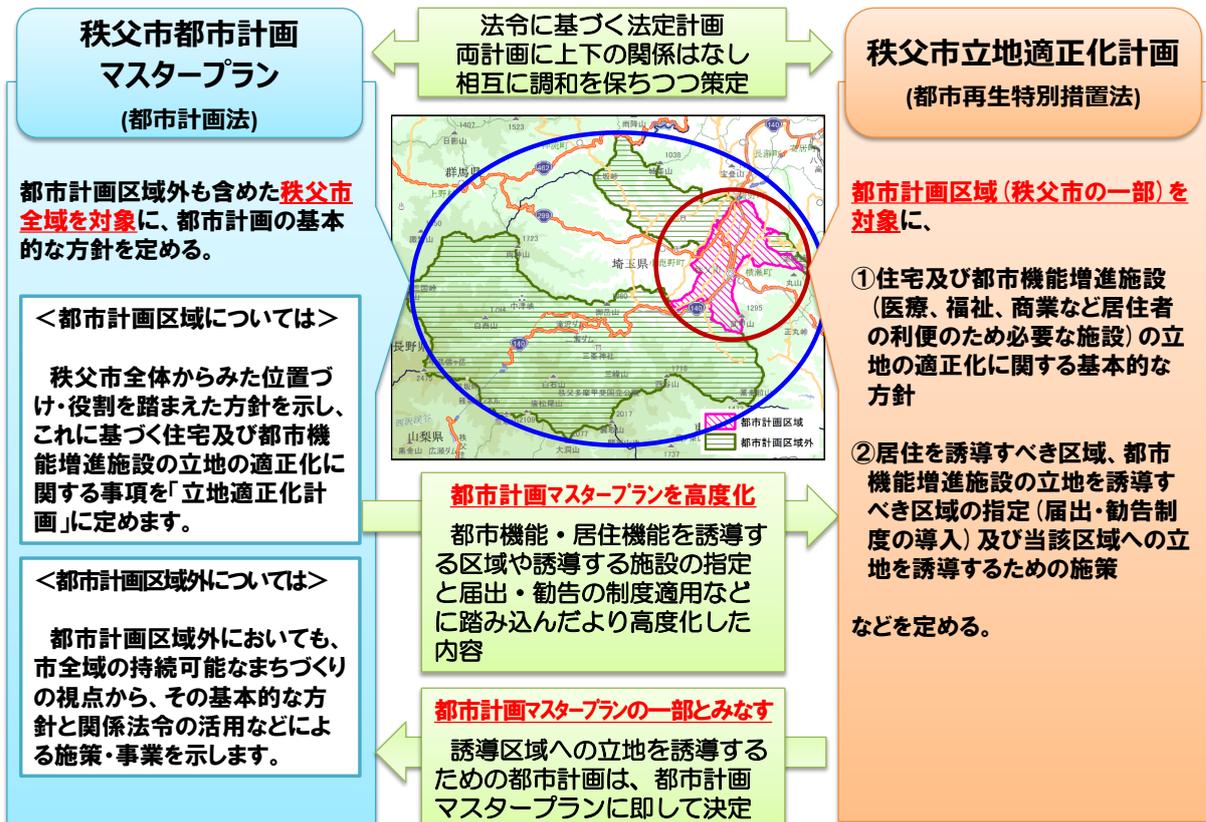
＜総人口の推移＞



資料：国勢調査

このため、令和3年〇月に策定した「秩父市立地適正化計画」と連携しつつ、人口減少や少子高齢化のさらなる進行を見据えながら、広大な市域に分布する市街地、その外縁部、山間部などの各地域が抱える様々な問題・課題や、科学技術の進歩などに対応し、計画的な土地利用、施設の立地誘導、公共交通利便の確保などを通じて、将来においても持続的に発展する「コンパクト+ネットワーク社会」の形成を実現するため、新たな「秩父市都市計画マスタープラン」を策定します。

＜都市計画マスタープランと立地適正化計画を両輪とするまちづくり＞



3. 計画の対象区域と期間

(1) 対象区域

都市計画マスタープランは、原則として「都市計画区域」を対象に策定する計画です。

しなしながら、本市の都市計画区域は市域面積の11.5%であることから、農村集落などの維持発展に向けた都市計画区域との連携や、市域全体にわたって広がる山林などの自然環境を活かしたまちづくりを進めるため、都市計画区域外を含む秩父市全域を一体の「都市」と捉え、計画の対象とします。

(2) 目標期間

まちづくりは、その実現に至るまでに多くの時間を要することから、中長期的な視点による計画と、それに基づく継続的な取り組みが重要となります。

このことから、本計画は概ね20年後の令和22(2040)年を目標期間とします。

なお、本計画は計画期間内であっても、社会環境の著しい変化や上位計画である秩父市総合振興計画の見直しなどに伴い、必要に応じて見直すこととします。

4. 計画の構成

本計画は、都市の将来像や基本目標、将来都市構造など、本市のまちづくりの基本方針を定める「まちづくりの目標」と、市全体の関わる基本的な方針を土地利用や都市施設などの部門別に定める「全体構想」、市域を10地域に分け、各地域に関わる基本的な方針を定める「地域別構想」、まちづくりにおける役割分担や計画の運用方針を示した「実現化方策」で構成します。

<秩父市都市計画マスタープランの構成>

